

多文化共生研修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治体国際化協会（以下、「協会」という。）が公益財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所（以下、「JIAM」という。）及び市町村職員中央研修所（以下、「JAMP」という。）と共催して実施する多文化共生研修に職員を受講させる団体に対し、研修を受講することに伴う交通費の一部を助成し、もって、多文化共生社会の進展に対応できる人材の育成に寄与することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、多文化共生研修を受講する職員の属する次の団体とする。

(1) 地方公共団体

(2) 地域国際化協会、市町村（特別区を含む。）の国際交流協会及び地方公共団体や地域国際化協会と協働して多文化共生等の事業展開に取り組む NPO または NGO で、地方公共団体又は地域国際化協会から推薦を受けた団体（以下、「地域国際化協会等」という。）

(助成金)

第3条 助成金の額は、1往復の旅行につき、地方公共団体の職員については、実際に要した交通費（ただし、実際に要した交通費が協会の旅費規定に基づいて算出する交通費を超えた場合においては、協会の旅費規定に基づいて算出した交通費とする。以下、同じ。）の半額を基準とし、1,000円未満は切り捨てた額を、地域国際化協会等職員については、実際に要した交通費の全額を基準とした額を助成額とする。

2 地方公共団体の職員に対する助成については、実際に要した交通費が3,000円に満たない場合は、助成対象外とする。

(交付の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、協会の指定する期日までに、助成金支払申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第5条 協会は第4条により申請を受けたときは、助成金支払申請書の内容を審査し、適当と認められるものについては、助成金の交付を決定し、助成金決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。また、通知後、協会は当該研修の属する年度の末日までに助成金の支払を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。